埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

1. 目 的

埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター(以下、「本センター」と略記)の会則にある目的を達成するために薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚する研修を実施することを目的とする。

2. 認証対象の研修

認定対象の研修は以下のとおりとする。

(1) 集合研修

以下の実施機関が主催または共催する研修会(学会を含む)。

ア:埼玉県病院薬剤師会(以下、「埼病薬」と略記)

イ:日本薬剤師研修センターほか薬剤師認定制度認証機構(以下、「認証機構」と略記)が認めた実施機関

ウ:本センターに登録済みの学術団体・職域団体(以下、集合研修会実施機関と略記)が主催、または共催する研修会で事前に本センター に届けて審議を行い認められた研修会

- (2) グループ研修
 - (1) に該当しない小規模な研修(学内・地域・院内の勉強会等)。
- (3) 実習研修

実習研修を行なう実施機関が事前に実習依頼機関(実習受講者)の依頼を受けて実施する研修。

(4) その他

ア:他の学術団体・職域団体の実施する研修。

イ:薬剤師認定制度認証機構(CPC)が認めた研修実施機関(プロバイダー)が実施しているインターネットや DVD、テキストを利用した通信講座。

3. 研修内容

研修内容は薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・ 能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとす る。

- (1) 薬剤師関係法、医·薬倫理、薬剤師倫理等
- (2) 基礎薬学·医療薬学·衛生薬学·薬事関連法制度等
- (3) 薬局経営学、患者心理学等
- (4) その他

4. 研修の単位基準

(1) 集合研修

90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。

なお、学会発表を除き研修会の講師には別途、1単位を付与する。

(2) グループ研修

2時間で1単位とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

(3) 実習研修

1単位は2時間の実習研修とする。

(4) その他研修

前項2の(4)その他イの研修で付与された受講シールはその単位を認める。前項2の(4)その他アの研修で受講者が受け取った「受講証明書」等を本センターに提出した時に審議する。

5. 研修参加費

- (1) 研修会では研修参加費を参加者から徴収する。この参加費は会場費、講師料等研修会運営に充てる。
- (2) 研修参加費は研修会場、講師等の状況によりその都度、本センターで決定し、広報する。

6. 研修認定薬剤師の認定および更新

- (1)初回の研修認定薬剤師となるためには最初の単位取得日より4年間以内に、 40単位の取得が必要である。ただし毎年5単位以上を取得していなければ ならない。
- (2) 初回認定後の認定は3年ごとに更新を受けねばならない。この場合30単位以上が必要である。ただし毎年5単位以上を取得していなければならない。また更新期間超過はこれに当てはまらない。
- (3) グループ研修・実習研修については最初の単位取得日よりまたは更新を受けた日より換算して各々年間5単位を上限とする。
- (4) 前項 4 の (4) その他研修において付与された研修単位は本項 (1) (2) に ある認定申請を行う場合は 1 申請につき、10 単位までを認める。
- (5) (1) および (2) の期間内において、下記の特別の事由により所 定の単位取得ができなかった者の期間の延長は原則 1 年を限度として認める。

特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。

ただし、特別な事由により研修会に参加できなかったと申請があった期間 中に取得した単位は認定の対象外とする。

なお、1年を限度として期間延長が認められた場合、「特別な事由による認定期間延長証明書」(以下延長証明書)を発行する。更新の保留については、 更新の切れた1年後に理由を申し出るのではなく、更新時点に理由を添え て保留申請を行わなければならない。

また、認定申請を行う時、「研修認定薬剤師申請書(新規-様式1または更新-様式2)」にその理由と期間を記載しなければならない。

- (6) 研修認定薬剤師の取り消し
 - ①以下のア~ウに該当する者はその認定を取り消す。

ア:薬剤師の資格を失った者

イ:薬事に関し犯罪または不正行為があった者

ウ:上記のほか薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

②認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。 また、当該者より求めがあった時はその者の意見を聞く機会を設ける。

7. 研修の記録および単位修得証明

(1) 研修手帳

研修の記録は本センターが発行する「埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講シール」を貼付することにより行う。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および認定更新時、無償で提供する。ただしそれ以外は有償とし、認定ごとに新しい手帳を使用する。

(2) 単位修得の証明

研修認定は受講シールを貼付した研修手帳により行う。

8.研修受講シールの請求と付与

- (1) 集合研修は研修会で「研修受講シール」の付与を行う。
- (2) グループ研修は研修会終了後、受講者は下記書類の提出にて「研修受講シール」を請求できる。

ア:受講単位請求書

イ:プログラムまたはポスター(写し)

ウ:研修会成果報告書(1回の研修につき 400 字程度、ホームページ 参照)

工:受講証明書

本センターでは請求に基づいて審議の上、「研修受講シール」を受講者 に付与する。

(3) 実習研修終了後、受講者は下記書類の提出にて「研修受講シール」を請求できる。

ア:受講単位請求書

イ:実習研修依頼状(写し)

ウ:実習研修承諾状(写し)

エ:実習プログラム(写し)

オ:研修成果報告書(実習研修用)(1目的の実習研修につき 400字程度、ホームページ参照)

カ:出席を証明するもの

キ: 実習研修実施機関担当責任者の評価・講評(1 実習研修につき 400 字程度、ホームページ参照)

本センターでは請求に基づいて審議の上、「研修受講シール」を付与す

る。

(4) 未登録の学術団体、職域団体が研修会を実施し、その際受け取った「受講証明書」とともに下記書類を受講者が本センターに提出した時には審議の上、本センターの「研修受講シール」が付与される。

ア:受講単位請求書

イ:参加費領収書または参加証明書

ウ:研修成果報告書(1目的の実習研修につき400字程度、ホームペ

ージ参照)

9. 研修認定薬剤師の認定手続

(1)「前項6の(1)」の要件を満たした者は、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請ができる。

ア:研修認定薬剤師申請書(新規)

イ:薬剤師免許証(写し)

ウ:「前項7の(1)」の研修手帳

エ:「後項13」の費用

- (2)前項6の(5)特別の事由で期間を延長したい場合、9の(1)ア・イ・ ウ および「認定にかかわる特別の事由による期間延長について」(様式3)を 添付する。
- (3) 研修認定薬剤師の認定日は原則申請書内の「2.申請日」とする。
- (4) 研修認定薬剤師の認定期間は原則、申請時に提出された研修手帳において 研修終了とした日の翌日より3年間とする。
- (5) 本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適 否評価表」で評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「研修認定薬剤師 名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。 また認定者から請求があった時、「研修認定薬剤師証明書」を交付する。 なお、申請書類の審査にあたり、委員本人が申請者の場合には、他の委員 2 名が審査を行い、本人は当該審査に関与しない体制で厳格に審査を行う。
- (6) 本センター審議で「非認定」となった場合、認定希望者にただちに結果を 通知する。その後認定希望者から不服申し立てが寄せられた時、「申請に 基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (7) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- (8) 認定手続き時、「研修認定薬剤師カード」希望者には下記の書類の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。
 - ・公的機関が発行する証明書 (写真掲載ページ写し)
 - ・「後項 13」の費用

10. 研修認定薬剤師の更新手続

(1)「前項6の(2)(3)」の要件を満たした者は、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請ができる。

ア:研修認定薬剤師申請書(更新-様式2)

イ:研修認定薬剤師証(写し)

ウ:「前項7の(1)」の研修手帳

エ:「後項13」の費用

- (2) 前項6の(5) 特別の事由で期間を延長したい場合、10の(1) ア・イ・ ウおよび「認定にかかわる特別の事由による期間延長について」(様式3) の提出があれば「延長証明書」を交付する。
- (3) 前回に本センター以外のプロバイダーによる認定の場合は該当の認定 証の写しを添付する。
- (4) 研修認定薬剤師の認定期間は前回の認定日の翌日より3年間とする。 ただし、特別な事由で期間を延長した場合は「延長証明書」に記された 期間とする。
- (5) 本センターは研修認定薬剤師申請書(更新-様式 2) の内容を審議のうえ、 研修認定薬剤師と認定した者については本センター「研修認定薬剤師名簿」 に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。
- (6) 本センター審議で「非認定」となった場合、認定希望者にただちに結果を 通知する。その後認定希望者から不服申し立てが寄せられた時、「申請に基 づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (7) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- (8) 認定手続き時、「研修認定薬剤師カード」希望者には下記の書類の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。

ア:公的機関が発行する証明書(写真掲載ページ写し)

イ:「後項13」の費用

11. 研修認定薬剤師証の再交付手続

- (1) 本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失の場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。
- (2) 前項の申請を行うとき、本センターに「研修認定薬剤師証再交付申請書-様式 4」を提出することとし、「後項 13」の手数料を納めるものとする。
- (3) 本センターは「研修認定薬剤師再交付申請書」により再交付する。

12. 研修記録の証明

研修手帳の紛失により研修記録が不明となったとき、当該記録の証明は原則 行わない。ただし、当該記録を証明できるものがある場合はこの限りでない。

13. 費用と納入方法

(1) 研修認定薬剤師証のみの手数料は次のとおりである。

認定手数料	10,000円
更新手数料	10,000円
再交付手数料	3,000円

(2) 研修認定薬剤師カード申し込み料は次のとおりである。

研修認定薬剤師カード (写真入り、ホルダーつき)

1,400 円

ア:申し込み時、写真 (カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm) を同封する こと

イ:研修認定薬剤師カードには写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番 号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入 に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (一社)埼玉県病院薬剤師会

14. 会議

本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める委員会や会議を 適宜開催する。

15. 広報

本センターは研修会開催情報を本センターおよび埼玉県病院薬剤師会雑誌等により広報に努める。

16. 集合研修会実施機関について

- (1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体は本センターに下記書類にて申請を行うと本センターの集合研修会実施機関となることができる。本センターでは申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況を評価委員会で審議および評価の上、「研修会実施機関登録証」を発行する。なお研修実施機関登録証には原則期限を設けないこととする。本センターでは研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、研修会開催計画書や集合研修終了報告書等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り消すことがある。
 - ア:集合研修実施機関申請書
 - イ:団体規約(または会則等)
 - ウ:団体役員名簿(3名以上)
 - 工:会員名簿(50名以上)
- (2) 集合研修会実施機関の研修会開催前の手続き
 - ①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を用いて申請を行う。
 - ア:研修会企画提案書(集合研修会実施機関用)
 - イ:研修会開催計画書
 - ウ:研修会開催告知文書 (ポスター)

エ:申請料(納入先前項13の(3)参照)

②集合研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講シールの申請 料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50 名まで	1,500円
51~100 名まで	3,000円
101~300 名まで	5,000円
301~1000 名まで	10,000円
1001 名~	30,000円

- ③本センターは申請内容を確認の上、「研修会開催計画書の受理書」と「研修受講シール」を付与する。
- (3)集合研修会実施機関の研修会終了後の手続き 主催または共催する研修会終了後2週間以内に残余の研修受講シールとと もに集合研修終了報告書を本センターに提出する。
- 17. 本実施要綱の改定については埼病薬理事会の承認を経て施行する。
- ※ 以下の必要書類様式はホームページで公開しているのでダウンロードの上、使用 ください。

研修認定薬剤師新規申請書-様式1

研修認定薬剤師更新申請書-様式2

認定にかかわる特別の事由による期間延長について-様式3

附則

本実施要綱は、平成23年6月23日より施行する。

- 一部改正 平成 24 年 6 月 28 日
- 一部改正 平成 25 年 8 月 22 日
- 一部改正 平成 27 年 2 月 26 日
- 一部改正 平成 27 年 10 月 27 日
- 一部改正 平成 28 年 10 月 18 日